

一 第九〇四號

第一後員官署一級(甲)

南進後第三五號

朝鮮、臺灣、樺太、沖繩等に本籍のある者の留守業務處理の件遵照

昭和二十一年五月十四日

第一後員省文書課長

朝鮮、臺灣、樺太、沖繩等に本籍のある者の留守業務處理に關して疑義を有する向があるが右は特に示される場合の外内地人同様に取扱ふもので當分の間は左記に據り處理するものであるから承知せられ度

左記

一 各後員部隊、各後終務隊部、留守業務部等は朝鮮、臺灣、樺太、沖繩等の兵衛部(聯隊區司令部)に送付の要ある生存者、死亡者、生死不明者等關係一切の書類、物件、遺骨、遺留品等は之を左の如く送付すること。

樺太

旭川地方世話部

朝鮮、臺灣

福岡地方世話部

沖繩縣

熊本地万世詔部

前項の場合添置、内容品の標記（宛名）等には從來の兵器部（監製區司令部）名を記載し區分を容易にすること

三加川、藤岡、熊本地万世詔部長は前項に據り送付せられた樺太、朝鮮臺灣、沖繩關係醫類、物件等を臨時當該地の責任ある機関に移管し得る様に保管整備し置くこと。

但し朝鮮、臺灣、樺太、沖繩等に本籍のある者の留守時當者が内地に居住して居る時は確實に留守者であることを確認した場合に限り當人に對し本籍地所管兵器部長（聯隊司令部）の處長を代行すること。